

人権問題通信講座テキスト

心と絆

第 6 号

〈 外国人・患者と人権 〉

彦根市・彦根市教育委員会
人権問題通信講座運営委員会

目 次

世界は多様で、美しい。	1
I 外国人と人権	
1. 外国人は「ガイジン(外人)」？	2
2. 外国人住民の現状	3
3. 日常生活の中での課題	5
4. 外国人と企業	7
5. 訪日外国人と観光	9
6. 国際結婚	10
7. 在日コリアン	10
8. ヘイトスピーチ	11
II 多文化共生社会をめざして	13
III 彦根市におけるさまざまな支援・協力活動	15
IV 患者と人権	
1. ハンセン病患者・元患者の人権	17
2. HIV感染者の人権	19
3. 新型コロナウイルス感染者の人権	20

め み 見え ない、み み き 耳が聞こえない、じりき ある 自力で歩けない。

しょうがい ひと 障害がある人がいる。

み め 見た目ではわからないしょうがい 障害もある。

だんせい じょせい 男性がいて、女性がいます。

からだのせい ところ せい ちが ひと からだの性と心の性が違う人もいます。

いせい す かぎ ひと 異性が好きとは限らない人もいます。

おとな せ み せいちょう こ 大人の背を見て成長する子ども。

これから みらい わかもの 未来をつくる若者。

いま よ なか こうれいしゃ 今までの世の中をつくってきた高齢者。

ひと ねんれい かさ 人は年齢を重ねていく。

く に じんしゅ さまざま いろんな国があって、人種も様々。

かみ いろ はだ いろ ぶんか しゅうかん いろ 髪の色も肌の色も、文化も習慣も色とりどり。

う ばしょ そだ ばしょ ひと 生まれる場所も育った場所も人それぞれ。

す ひと 住むところも人それぞれ。

わたしじしん し 私自身を知ってほしい。

ひろ せかい ひと い この広い世界で、たくさんの人が生きている。

ぶんか ことば はな いろんな文化があって、いろんな言葉で話して、

こせい い いろんな個性を持って生きている。

おな みんな同じはずまらない。

せ かい た よ う う つ く
世界は多様で、美しい。

I 外国人と人権

地球上の人間が皆幸せに生きていくためには、人間同士が国境、民族、宗教、肌の色を越えて、お互いにわかり合っていくことが一番大切です。そして、お互いがわかり合うためには、偏見や差別意識を持たずに相手と接することが必要です。

世界各国の国民、民族の間には、考え方や生き方に違いがあります。そうした違いを認め、お互いが尊重し合い、理解し合っていくことが国際理解の基本です。

1. 外国人は「ガイジン（外人）」？



みなさんは、こんな経験をしたことはありませんか？

現在、世界中の様々な国からたくさんの外国人が観光などで日本を訪れています。また、観光以外にも仕事や技能実習、留学等で日本を訪れ、それぞれの地域で、同じ住民として暮らしています。学校・職場・観光地などあらゆるところで、外国人の存在がもはや当たり前になってきています。

しかし、その一方で、いざ外国人と接するとなった場合に不安を感じてしまうことはないでしょうか。「言葉が通じない」「習慣・文化が異なる」といったことからトラブルにつながることもあり、そのイメージを先入観として持ってしまっていないでしょうか？

また、「外人」という言葉には、単に「外国人」という意味だけでなく、よそ者や仲間ではないというニュアンスがあり、受け取った人が不快に感じることもあるため、使う相手・状況に応じて注意が必要な言葉です。外国人から見れば、「私」も外国人です。「同じ人間同士」という意識で、お互いが気軽に関わられたらいいですね。

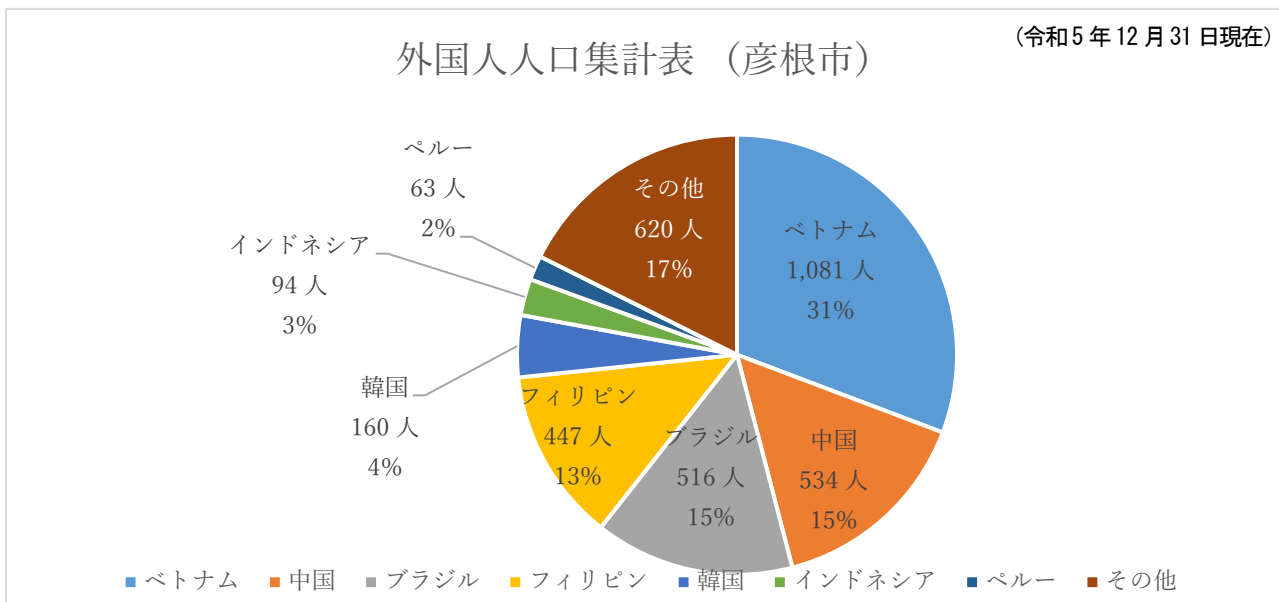
本テキスト第6号第1章では、外国人の人権について考えてみましょう。

2. 外国人住民の現状

滋賀県に在住している外国人住民は、2023年（令和5年）12月末現在、108の国・地域の39,366人で、県内総人口の2.80%を占めています。国籍別では、ベトナムが9,585人で最も多く、次いでブラジルが9,251人、中国が4,740人となっています。

社会・経済のグローバル化、少子高齢化・人口減少など、社会環境が激しく変動する中で、わが国では、1989年（平成元年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」^{*1)}が改正され、「定住者」資格を有する方を中心に在留外国人が急増しました。その後、2008年（平成20年）のリーマンショックによる世界的な金融危機で、企業の雇用情勢の悪化もあり、一時期、外国人住民が減少しました。しかし、近年はベトナムや中国、ブラジル、フィリピンなどからの技能実習生などの来日に伴い、増加傾向にあります。

彦根市の外国人住民は3,515人（2023年（令和5年）12末日現在）で、人口のおよそ3.14%を占めています。国籍別では、ベトナムが最も多く1,081人（31%）、次に中国534人（15%）、ブラジル516人（15%）、フィリピン447人（13%）と続いています。



「住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）」より（滋賀県）

外国人住民は増加傾向で定住化への志向は高まっていますが、安心して生活できる環境が十分に整備されているとは言えない状況です。雇用の安定や保険制度への加入、住居の確保などは生活の前提となる基本的条件です。しかし、経済情勢の変化や外国人であることだけを理由に、こうした条件が崩れると、家族を含めてきわめて深刻な問題が誘発されます。また、医療や子どもたちの教育、地域での様々な活動への参加は、文化的背景や言葉の違いが壁となって、ときには適切なサービスが受けられなかったり、日本人住民との対立感情が生まれたりすることもあります。

また、日本語のみによる公共サービスの情報提供や案内表示などは、外国人住民に理解できない場合が多く、日常生活を困難にしています。

*1) 三世までの日系外国人について「日本人の配偶者等」または「定住者」の在留資格により入国が認められるようになりました。

3. 日常生活の中での課題

彦根市では、市民の約 32 人に 1 人の割合で外国人住民が暮らしています。日本の少子高齢化が急速に進行する中、今後、日本社会を支えるため、外国人住民がさらに増えるということが予測されます。このような日常生活の中で、特に課題となっているのは、災害が起こった場合です。外国人の命を守るために、日本語や日本の文化（習慣）がわからない外国人住民にどのように情報を伝達するか、そして一緒に避難所生活を送る場合にどのように情報を伝達するかが課題です。

外国人住民は、文化的背景や言葉の違いにより、災害時における状況把握などが非常に難しく、不安な状況に陥ることが考えられ、情報伝達の工夫が大切です。

多言語の表示シートがついた非常持ち出し袋を作ろう

ウェブサイトから備品カードをダウンロードし、印刷して切り取り、お手持ちの非常持出袋や備品に貼り付けて使用することができます。

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ハングル語（韓国・朝鮮語）、タガログ語に対応しています。

No.	01
ふりがな	ひじょうもちだしぶくろ
日本語	非常持出袋 
英語 English	Emergency packs
ポルトガル語 Português	Kit de emergência
スペイン語 Español	Kit de emergencia
中国語 中文	防災应急袋
ハングル 한글	비상용 가방
タガログ語 Tagalog	Emergency Pack
やさしい日本語 (※説明)	ひじょうもちだしぶくろ 非常持出袋
滋賀県国際協会 Shiga Intercultural Association for Globalization	

No.	02
ふりがな	みず
日本語	水 
英語 English	Drinking water
ポルトガル語 Português	Água potável
スペイン語 Español	Agua embotelladas
中国語 中文	水
ハングル 한글	음료수
タガログ語 Tagalog	Tubig
やさしい日本語 (※説明)	みず
滋賀県国際協会 Shiga Intercultural Association for Globalization	

<出典：(公財) 滋賀県国際協会>

災害等の緊急事態になれば、通訳者の到着や翻訳文が届くのを待っている時間はありません。やさしい表現の日本語が使えるでしょうか。身振りや手振り、またイラストやピクトグラムできちんと伝えられるでしょうか。難しい用語や言い回しに注意し、イラストやピクトグラムを使用することで、翻訳しなくても伝えられる場合もあります。ルビを振ることや「やさしい日本語」を使用することにより、外国人だけでなく、誰にでもより多くの人にとってわかりやすいものとなります。

「やさしい日本語」とは、言い回しが簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。

(弘前大学人文学部社会言語学研究室)

- (例) 起床→おきる 消灯→でんきをけす 食料→たべもの 点呼→なまえをよぶ
 電力供給が開始される→でんきがつかえます
 避難所→にげたあとせいかつできるところ
 避難勧告→にげてください 配給→たべものなどをただでくばること
 震源→じしんがおきたところ 暴風雨→とてもつよいあめとかぜ
 洪水→あめがたくさんふり、かわがあふれること
 断水→すいどうをつかうことができません・・・等

※中国人には、漢字を多く使う方がわかりやすいようです。

さらに、外国人住民に対しては文化的背景等の違いがあり、習慣等に配慮することも必要です。習慣について、日本ではあたりまえのことが、外国人住民にとってはあたりまえでない場合もあります。文化が違えば、習慣も違います。

例えば、宗教について、宗教上食べられないもの、できないこと、しなくてはならないことがあります。因みに、イスラム教ではお祈りの時間や場所の確保は大変重要であり、ラマダーン（断食期）の際の食事時間も厳格に定められています。宗教が生活に不可欠である人たちがいるかもしれないことを知っておくことは大切です。食事についても、宗教上、制限のある人がいます。（例：豚肉、アルコールなど）

また日常生活において、トラブルになることが懸念されるものとして、ごみの出し方があります。日本では、それぞれの市町によって収集する品目や方法が異なり、また同じ市町内でも地区によって収集日が異なる場合があるため、慣れていない外国人にとっては非常に複雑で、理解するのが困難なものの一つになっています。

令和5年度（2023年度） ごみ等の収集カレンダー

CALENDÁRIO DE COLETA SELETIVA DE LIXO / 2023
2023年生活ごみ収集日程

稲枝中学校区
亀山小学校区
河瀬小学校区

※ごみは正しく分別して、
収集日の午前8時までに決められた場所へ出してください。
※Separar corretamente o lixo e levá-lo até às 8h da manhã no depósito determinado pelo seu bairro!
※正確な分別生活ごみ収集、早朝8点之前決り場定の場所へ!

燃やすごみの収集日
LIXO QUEIMAVEL
可燃物収集日

缶・金属の収集日
LATAS E METAIS
空罐/金属類収集日

容器包装プラスチックの収集日
EMBALAGENS PLÁSTICAS
容器包装プラスチック

びん
GARRAFAS DE VIDRO
びん類収集日

埋立ごみ
LIXO DE ATERRO E PILHAS
埋立ごみ 粗 千年巻、打火機 収集日

燃やすごみ 収集日
LIXO QUEIMAVEL
可燃物収集日

びん 収集日
GARRAFAS DE VIDRO
びん類収集日

埋立ごみ 収集日
LIXO DE ATERRO E PILHAS
埋立ごみ 粗 千年巻、打火機 収集日

4月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

5月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

6月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

7月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

地域の集積所に出せるごみや資源

- ※大きさが30cm×40cm四方（おむつ、1Lのペットボトル）未満のもの。（※最大で長さ5m、重量は60kg以下の半量までです）
- ※上記以外は、粗大ごみ（別冊）として、清掃センターへ。
- ※一箇所に集積所に出せるごみ等は、一箇所5袋まで。
- ※多量のごみ等は、資源、清掃センターまたは小八木寺緑地（東近江市小八木町）に持ち込んでください。

燃やすごみ（指定袋に入れて出す）

- ・組み合わせの多い燃やすごみ
くつ・スリッパ・靴類などの皮革製品（皮革製品以外のものは、資源、石、スチール、ぬいぐるみ、使用済み使い捨てカイロ、反（※清掃センターのみ受け取りに不可）
- ※草・枝木は、長さ60cm、太さ5cm以下のもの。（これより大きいものは粗大ごみ）
- ※汚れやにおいが取れない容器包装プラスチック
リサイクルできないため、燃やすごみへ。

容器包装プラスチック（指定袋に入れて出す）

- ・容器包装プラスチックで出せるもの
容器・キャップ・バックル、シャンプーなどのボトル類、食品トレイ、食品スチロール、使
用済み紙や紙製の容器など、プラスチック製容器材
※汚れているものは、燃やすごみへ。
※腐りやすいものは、小さく割って指定袋に入れる。
- ※埋立ごみになる主なプラスチック製品
文房具、おしぼり、電卓、ハンカチ、ストロー

燃やすごみの収集日
LIXO QUEIMAVEL
可燃物収集日

びん
GARRAFAS DE VIDRO
びん類収集日

埋立ごみ
LIXO DE ATERRO E PILHAS
埋立ごみ 粗 千年巻、打火機 収集日

びん
GARRAFAS DE VIDRO
びん類収集日

埋立ごみ
LIXO DE ATERRO E PILHAS
埋立ごみ 粗 千年巻、打火機 収集日

10月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

11月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

12月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

1月
日 月 火 水 木 金 土
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

びん（袋に入れて、資源コンテナへ）

- ・収集できるびん
飲料用、食料用、調味料用のびん
ぬいぐるみやキャップ、他のガラス製品は埋立ごみへ。
- ・一升びん、ビールびん
でもらだけ販売店に返却する。

缶・金属類（袋に入れて、資源コンテナへ）

- ・主な缶・金属類
菓子缶、ミル缶、飲料用アルミ缶・スチール缶、金属製（鉄、アルミ、ホーロー、

ペットボトル（袋に入れて、回収ボックスへ）

- ・出し方
リサイクルキャップ（資源製プラスチック）を外して、中を洗ってから出す。
- ・回収場所
市内に設置している回収ボックスへ。主な設置場所は、彦根市ホームページで確認できます。
- ・回収日
いつでも出す。

市役所・支所などに持ち込むもの

- ・廃食油
- ・蛍光管・電球など

清掃センターに持ち込むもの

- ・粗大ごみ（16未満の小電器を含む）

※ 入 日：月曜日～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）

彦根市では、収集地区ごとに作成している「ごみ等の収集カレンダー」に、日本語以外の言語を併記することで、よりわかりやすくしています。

4. 外国人と企業

近年、日系ブラジル人をはじめとして、多くの外国人が派遣や請負等で製造業等に従事しています。また、研修・技能実習制度を利用して、東南アジアの国々からも技術を学びに来ています。年々、その割合は増加傾向にあります。しかしながら、それぞれの出身国の言葉や文化、宗教、生活習慣等が日本と異なることも多いため、職場でもなかなかコミュニケーションが取れないなど、問題となる場合も多いようです。

ここでは、アラブ系の人たちが働きやすいようにと、職場の環境づくりに努められた、ある会社での事例を紹介します。



「最近、洗面所の周りがよく濡れている、ひどい使い方をする人がいるなあ。」と思っていたそうです。すると、ある時、外国人の労働者が洗面所で足を洗うところに遭遇しました。彼はイスラム教徒で、手を洗うだけでなく、足も洗う習慣だったようで、洗面所でさぞかし大変な思いをして足を洗っていたのでしょう。その後、会社が足を洗える場所を設置し、問題は解決しました。

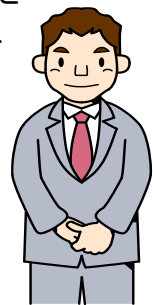
SALAT
礼拝中

ただ今礼拝を行っております。入室をご遠慮いただきますよう、宜しくお願いいたします。

また、イスラム教では1日5回の礼拝をするのが習慣となっているため、休憩所の一部を礼拝所として使用できるようにし、礼拝中は『SALAT 礼拝中』と札を吊るすことにより、他の人に気兼ねなく礼拝できるようにしました。

このように宗教や生活習慣が異なる外国人を受け入れる際には、その文化や習慣などをできるだけ受け入れています。

また、一方では日本の企業のシステム、方針、ルールなどを教育し理解してもらうことにより、ダイバーシティの取組をしています。

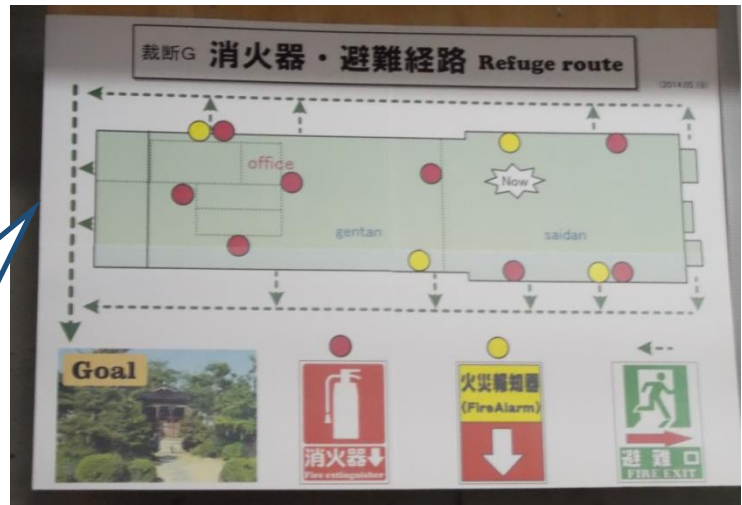


また、外国人を受け入れている企業では “どうすれば、外国人に日本の会社のルールや習慣を理解してもらい、安全に仕事をしてもらえるか”、試行錯誤を繰り返しながら、健康・安全や環境づくりに取り組んでいます。次に、こういった取組の一部を紹介しましょう。

「まず、社員の安全です。特に生命は保障しなくてはなりません。」

この言葉どおり、社内には、緊急時の避難経路が図や写真を用いて、さらには日本語表記と英語表記で示されています。

- ・火災報知器の設置場所は黄色●印で、消火器設置場所は赤色●印で示している。
- ・避難場所を「Goal」と表記し、写真で示している。



(英語表記を加えた避難経路板)

このボードは会社の手作りです。外国人への温かい心が伝わってきます。左下の写真は、消火器の上に設置された使用方法を表記したボードです。英語表記もされています。

表記だけでは分からないことが多いため、必ず消火訓練も実施しているとのこと（右下2枚の写真）。



(消火器上のボード)



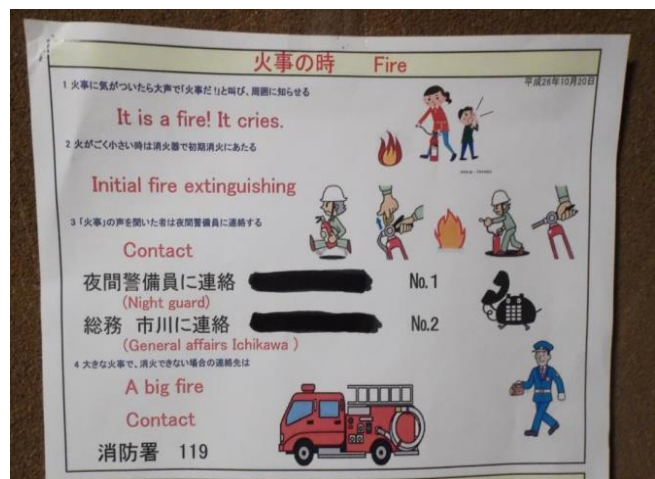
(夜間従業員の消火訓練)



(日中従業員の消火訓練)

「多くの国で英語が学習されているので、緊急時のマニュアルも主に英語表記のものを作っています。」

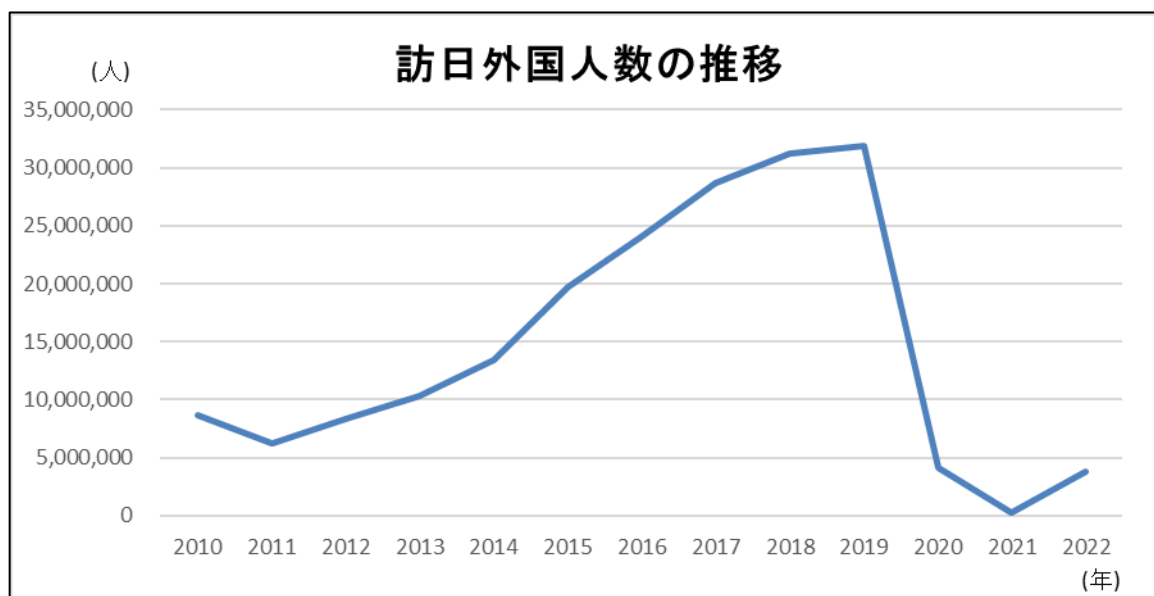
右がそのマニュアルです。イラストも描かれ、また緊急時の電話番号も明記されており、よりわかりやすいものになっています。地域社会であれ、企業であれ、私たち一人ひとりの思いやりが大切です。



5. 訪日外国人と観光

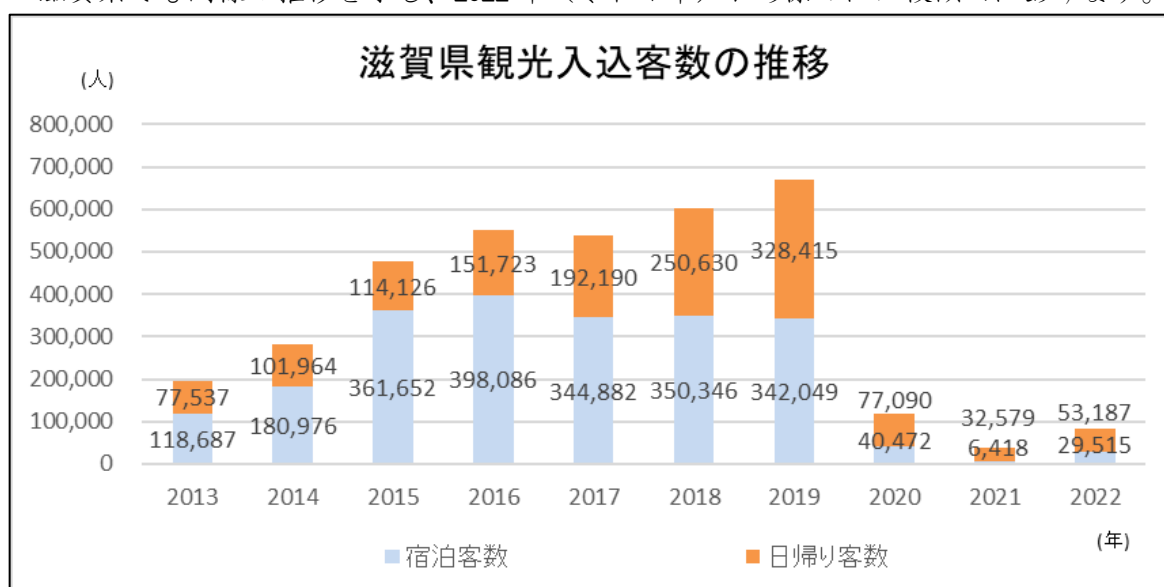
日本を訪れる外国人は2013年（平成25年）に1,000万人を超えて以降、急激に増加しており、2018年（平成30年）には3,000万人を突破し、2019年（令和元年）には3,188万人となりました。これは、観光を目的とした外国人が増加したことによるものです。

ところが、2019年（令和元年）以降、新型コロナウイルス感染症が世界規模で感染拡大していくなかで、各国同様に日本でも観光目的での入国を大幅に制限したため、訪日外国人数は2020年（令和2年）から2年連続で大幅に減少しました。しかし、2022年（令和4年）以降、感染拡大も一定収束していくなかで入国制限も緩和され、徐々に増加してきており、2023年（令和5年）12月末に2,500万人を突破するなど、完全に回復基調にあります。



「年別 訪日外客数, 出国日本人数の推移」より（日本政府観光局）

滋賀県でも同様の推移を示し、2022年（令和4年）から徐々に回復傾向にあります。



「滋賀県観光入込客統計調査」より（滋賀県）

外国人観光客が増加すると、ごみのポイ捨て、トイレの間違った使い方、列の割り込み、写真の無断撮影、公共の場での飲食、立入禁止区域への立入…等々、住民や施設との間で様々なトラブルが発生する可能性があります。外国人の行為が日本人にとってはマナー違反と感じられる行為であっても、文化や習慣、価値観の違いから生じるものであり、悪意がない場合も少なくありません。

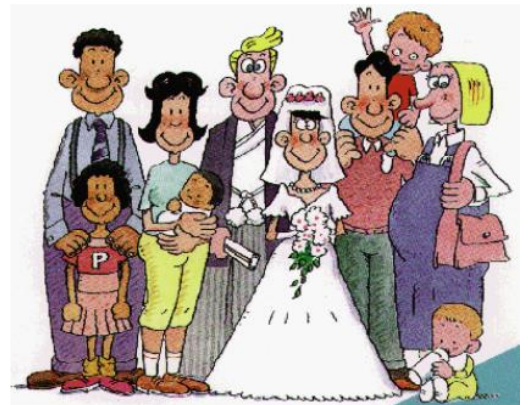
日本の文化や習慣がわからなかったり、自分の育った国の文化や習慣が先行したりして、戸惑いや誤解が生じることも多いのです。日本でのマナーや習慣などの正しい知識を正確に伝達し、理解してもらうことで、トラブルを未然に防ぐことが大切です。京都市などでは、外国人観光客向けのマナー啓発動画やステッカー、冊子、マップなどを作成し、携帯端末などで手軽に閲覧できるように配信しています。こういった取組も、お互いの違いを認識し、理解・尊重し合う一歩となります。

6. 国際結婚

「国際結婚」とは、国籍の異なる二人が結婚をすることです。言葉や生活習慣・文化などの違いを乗り越えて、互いを信じて結婚に至った二人を心から祝福したいものです。

しかしながら、二人の生活には周囲の理解や支援が必要不可欠です。二人は言葉や生活習慣・文化などの違いを理解し合って乗り越えていても、周囲の私たちには分からない場合が多く、二人を心細くしてしまうことがあります。周囲の人たちが普通にしていることが自分一人だけわからない、そんな孤独感を抱いて過ごしていることが多いことでしょう。そのような人が周囲の人たちとコミュニケーションを取りたいと切望していても、なかなかうまくいかないのが現実です。その結果、生活や子育て・仕事などに不安を感じるようになり、こういったことが積み重なって、精神的に不安定になったりするケースが少なくありません。あなたの近くにも、このようなカップルや家族が住んでいませんか？

もし、近くにこのようなカップルや家族がいることに気づいたら、進んでコミュニケーションをとってあげてください。簡単な挨拶や会釈だけでもいいのです。そういった些細なことで、ほっとされることが多いのです。



<イラスト：法務省民事局HPより>

7. 在日コリアン

「在日コリアン」とは、日本に在住する外国人のうち、韓国籍・朝鮮籍の人のことです。

日本に在住している理由は、日本による韓国併合時代に朝鮮から日本に渡航しそのまま定住した人やその子孫、戦時中強制的に連れてこられ戦後さまざまな理由で帰国しなかった人やその子孫、朝鮮戦争などの戦火を逃れるために朝鮮半島から日本に渡ってきた人やその子孫など、実にさまざまです。2023年（令和5年）末現在、日本には在留外国人が約341万人在住し、そのなかで韓国籍の方は約41万人です。このうち「特別永住者」という在留資格を持つ人々が、約28万人います。「特別永住者」というのは、かつて日本の旧植民地支配によって生みだされた人々とその子孫で、その大部分を占めているのが在日コリアンです。

（出入国在留管理庁「令和4年末現在における在留外国人数について」より）

日本は敗戦後、旧植民地出身者になんらの補償もせず、1945年（昭和20年）に参政権を、さらに1952年（昭和27年）のサンフランシスコ講和条約発効後に日本国籍を一律に剥奪しました。また、外国人登録法と出入国管理体制の下で管理と監視を強めました。その結果、国籍による就職差別や入居差別は現在も続いています。

戦前にさまざまな理由で日本に渡航した在日コリアンの職業は、その大部分が土木作業員や雑役人夫、日雇い人夫といった過酷なものでした。また職に就いても、賃金において厳しい差別を受けました。同じ仕事をして、賃金は日本人労働者よりもずっと低いものでした。さらに中間搾取もされ、手取りはごくごく僅かなもので、苦しい生活をせざるを得ませんでした。日本人の家主は朝鮮人に借家を貸すことをいやがり、そのために在日朝鮮人はやむを得ず住居に適さない水はけの悪い土地に「バラック」を建て、6畳1間に多いときには十数名も雑居するという生活を強いられていました。

こういった歴史的背景を伴う日本での生活の環境や条件が、次第に在日コリアンへの偏見や差別を助長させたといえます。そういった経緯もあり、今もなお、在日コリアンへの偏見や差別を抱いている人がいることは否定できません。

（※参考文献 全国在日コリアン保護者会著『オモニからの提言』(C)東京人権啓発企業連絡会『ひろげよう人権』）

8. ヘイトスピーチ

「ヘイトスピーチ」とは、「特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族的な文化等を差別的な意図をもっておとしめる言動」のことです。個人や集団に直接、差別発言をすることだけでなく、X(旧 Twitter)等のSNSやインターネットへの書き込みもヘイトスピーチの対象になります。

国内では、2010年（平成22年）以降、在日韓国人や朝鮮人に対して「日本から出て行け」「殺せ」などと繰り返すデモが、マスコミでも社会問題として取り上げられるようになりました。

2014年（平成26年）8月29日、国際連合人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、ヘイトスピーチに毅然として対処し、法的規制を行うように勧告しました。2014年（平成26年）、京都の朝鮮学校に対するヘイトスピーチに関して、「人種差別撤廃条約で禁じられている人種差別に相当する」という判断が最高裁判所で下されました。

2016年（平成28年）、法務省は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」）を成立・施行しました。

実際、2017年（平成29年）6月、在日朝鮮人である女性ライターに「朝鮮人のババア」「反日記者」と暴言を吐き、インターネット上でもこのライターの容姿や人格を中傷した書き込みをした男性の行為に対して、大阪高裁は人種差別と女性差別との複合差別だと認定しました。これが国内初めてのヘイトスピーチの認定となりました。



啓発ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」

＜法務省ホームページから＞

また、大阪府では「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定し、加えて京都府ではヘイトスピーチ加害者への法的対応に係る支援の相談窓口を設置するなど、各自治体でもヘイトスピーチ解消法に沿って対処する動きが広がっています。

しかしながら、この法律は、憲法で保障する表現の自由を侵害する恐れがあるとして、禁止制定や罰則がありません。ヘイトスピーチを一掃するには、今後も引き続き論議が必要です。

Ⅱ 多文化共生社会をめざして

◆多文化共生社会とは

私たちの身近なところでも、グローバル化の動きはますます活発になっています。国境や国籍を越えた人や物・情報の動きがあり、それらが人々の価値観や生き方の多様性を生んでいるといえます。もはや地球上には、国籍や民族にとらわれない無数の「文化」が存在しているといってもよいでしょう。「多文化共生社会」とは、私たち一人ひとりが自らのルーツを大切にしながら、多様な価値観と国籍や民族による文化的違いを認め合い、安心して暮らせる社会のことだといえます。私たちはもうすでに世界の多文化と一緒に生きているのです。第Ⅱ章、第Ⅲ章では「多文化共生社会」について考えてみましょう。

知っていますか？いろいろな国の文化！

Q 1：インドでは、何を使って食事を食べる習慣がよくみられるのでしょうか？

- ① 長さのちがう箸
- ② 手
- ③ 木製のスプーンやフォーク



Q 2：シンガポールで違法行為になることは、次のどれでしょうか？

- ① チューインガムをもつこと
- ② 半ズボンやミニスカートをはくこと
- ③ 屋内で帽子をかぶること



Q 3：ドイツの結婚式で、新郎新婦がすることでよくみられるのは何でしょう？

- ① 一緒に鳩を飛ばす
- ② シャンパンをお互いにかけて
- ③ 丸太を二人で切る



Q 4：ペルーで、年末によくされることは何でしょう？

- ① 酒やビールで手を洗うこと
- ② 人形を燃やすこと
- ③ 戸外に出て、ひざまづいてお祈りをする



答えは次のページ。日本とはずいぶん違った文化がありますね。それらを大切にすることが、「多文化共生社会」を築く一歩なのです。

では、日本で暮らす外国人住民は、日本での生活をどのように思っているのでしょうか。日本で暮らす外国人住民に聞いてみました。

日本で暮らし始めて、どんなことに困りましたか？

私が日本に来た頃は、いろいろなものが日本語のみの表記で、何もかもがわからず不安でした。レストランに入っても注文できず、そのままレストランを出ました。英語は多くの国で学習しているので、英語表記が付いていると便利です。また中国の方には、積極的に漢字を使った日本語表記の方がわかりやすいようです。

公立の病院では、受付や会計場所は英語などの表記があって困らないのですが、病状などの説明などは、通訳の方もおられず、困りますね。自分がどんな薬を飲んでいるのかもわからず、不安になります。

なかなか、近所の人から話しかけてもらえず、知り合いを作るのに時間がかかりました。住むところが決まっても、どうすればいいのか分からないのに、誰も教えてくれない。日本では、自分がよほど積極的に動かないと暮らしていきません。

ゴミの出し方、調味料の種類等、とにかくわかりません。誰か、何でも気軽に尋ねられる人が、近所にいてくださると、心強いのですが……。



日本で暮らして、いいなあと
思うことは何ですか？

交通手段や生活が便利です。仕事が休みの日など、外出しやすく、楽しみです。

責任感や公共心、仕事の視点やプロ意識など、メンタル面は素晴らしいですね。ルールやマナーに対する意識も高い。これらは見習うべきことです。帰国しても、是非、広めたい。

声をかけるだけでも、ほっとされます。その日々の安心感がくらしの支えになり、異文化を受け入れる余裕につながるのです。



ご近所さんとして、何かできることを探しましょう。まずは、挨拶ね。

12ページの答え

- Q1：②右手で食べます。左手は不浄なものとして使いません。
- Q2：①ガムを持ったり、買ったり売ったりすることは違法で罰金を課せられます。
- Q3：③どんな困難があっても、一緒に乗り越えられる、という意味があるそうです。
- Q4：②人形に一年間の悪い出来事を託して燃やし、新たな一年を迎えます。

Ⅲ 彦根市におけるさまざまな支援・協力活動

彦根市に住んでいる外国人住民は、3,515人（2023年12月末日現在）です。これらの外国人住民の方が、彦根市に住みやすくなるように、市民団体や自治体、企業による様々な支援、協力活動が行われています。

◆彦根市民の取組

○日本語教室

市内のボランティア団体が、外国人住民を対象に日本語を教えています。

○翻訳業務

「広報ひこね」外国語版（ポルトガル語、英語、中国語）を市と一緒に作成しています。

○国際交流事業の開催

国際理解教育出前講座をはじめとする様々な国際交流事業を開催し、市内在住の外国人住民と市民との交流を図っています。

（これらの事業は、ひこね国際交流会V O I C E、ボランティア日本語教室スマイル、日本語教室スマイル・サテライト、グループ・イペ、彦根市国際協会、彦根市日中友好協会、彦根市多文化共生サポーター等のボランティアグループや団体の協力で行われています。）

◆国際交流サロンの設置

彦根市では、国際交流サロンを設置し、国際交流、多文化共生に関する様々な情報を提供しています。

市民のボランティア活動の状況についてもお問い合わせください。

電話 0749-22-5931 平日 9時～17時

毎週土・日曜日、祝日、年末年始は休館日です。

◆彦根市の取組

- ・すべての市民がお互いを尊重し合う関係を築き、誰一人取り残さない社会を推進するため、2017年（平成29年）3月に「彦根市多文化共生推進プラン」を策定しました。
- ・外国人転入者のための生活情報紙「彦根市生活ガイド」（4か国語）を作成し、配布しています。
- ・外国人住民は、言葉や文化の壁によって制度の理解や手続きなどが困難な場合があるため、翻訳や通訳サービスを提供しています。現在、市役所や小・中学校、幼稚園、保育園などにおいて、ポルトガル語・英語・中国語の3か国語での対応を行っています。

- ・ブラジルからの国際交流員を招致し、ポルトガル語でのラジオ放送や広報ひこねでのコラム掲載、また市内小・中学校での国際理解活動の支援を行っています。
- ・外国人児童生徒が在籍する小・中学校に支援員を派遣し、児童生徒の学習援助等を行っています。
- ・外国人児童生徒を対象にした、ポルトガル語の「^{ほこ}母語教室」を行っています。母国語を正しく学ぶことで、児童生徒のアイデンティティの確立や親子間のコミュニケーションを促し、日本での生活に意欲をもって取り組むことができることを目指しています。
- ・長期休暇中は、外国人児童生徒の孤立を防ぐため、「子ども多文化クラブ」を行っています。児童生徒が日本の文化や習慣に触れたり、ネットワークづくりができる場をつくったりしています。
- ・友好都市（中国湖南省湘潭市）、姉妹都市（米国ミシガン州アナーバー市）との友好親善使節団や中学生友好交流団等の相互訪問による交流等を行っています。
- ・「ひこね外国人相談センター」では、今後も増加が見込まれる外国人住民に対応するために、オペレーターによる通訳対応やAIによる機械通訳対応、自動翻訳機等の活用により、在留資格、仕事、教育、医療、福祉等生活全般の相談に多言語で対応できるようにしています。

◆企業の取組

- ・外国人労働者が働きやすい職場となるよう工夫しています。(P.7,8 参照)
- ・企業に対して外国人の人権をテーマにした出前講座をしています。



＜「広報ひこね」外国語版＞
（ポルトガル語、英語、中国語）

＜彦根市生活ガイド＞
（ポルトガル語、英語、中国語）



IV 患者と人権

1. ハンセン病患者・元患者の人権

「ハンセン病」は、「らい菌」によって引き起こされる細菌感染症で、発病すること
はごくまれな病気でした。かつては「らい病」と呼ばれましたが、1996年(平成8年)
に偏見を是正する目的で、らい菌を発見したハンセン医師の名前を取り「ハンセン病」
へと名称変更されました。とても弱い菌で、今では、人から人にうつることは極めて
まれであること、抗菌剤で完治することなどが明らかになっています。

1931年(昭和6年)に「癩(らい)予防法」が成立し、ハンセン病を発症した人は強制的
に家族と引き離されて、ハンセン病療養所に隔離収容されました。発症後はこの療
養所で生涯を送らせ、ハンセン病を絶滅させようという政策です。療養所内では退所
も外出も許されず、作業を強いられ、さらには結婚の条件に断種や墮胎を強いられる
などの人権侵害が行われた時代もありました。また、ハンセン病患者の家族も周囲か
ら厳しい差別を受けました。家屋の消毒により近所から恐れられ、近所付き合いや就
職・結婚等に大きな支障が生じたのです。各県では「無らい県運動」の名のもとに、
患者を見つけ出して療養所に送り込む官民一体の政策が行われました。部落差別同様、
ハンセン病に関する身元調査も行われるなど、過酷な偏見・差別の中で、多くの家族
は転居や患者との絶縁をせざるを得ませんでした。

日本でも、1947年(昭和22年)から治療薬プロミンの使用が始まり、各種の治療薬が
普及したことで、患者の多くが治癒しました。現在の入所者、退所者はすでに回復し
て「回復者」と呼ばれ、周りの人に感染することはありません。

しかし、戦前の「癩(らい)予防法」は、1953年(昭和28年)に「らい予防法」に改正さ

れましたが、内容は変わらず存続しました。1907年(明
治40年)の「癩予防ニ関スル件」から数えて、1996年(平
成8年)に「らい予防法」が廃止されるまでの89年もの
長い間、ハンセン病患者の隔離政策は継続されてきた
のです。

国の隔離政策は改められたものの、入所者の多くはす
でに高齢となっており、なかには重い身体障害がある人
もいて、社会復帰して自活することが困難でした。

また、2003年(平成15年)11月、熊本県内でのハン
セン病療養所入所者に対するホテル宿泊拒否事件が発
生しました。そればかりか、ホテル側の不誠実な謝罪に
反発した入所者に対して、市民から差別意識による露骨
な誹謗・中傷の電話や手紙が数多く寄せられたのです。



2003年11月18日毎日新聞夕刊

この事件によって、今なお誤った認識や偏見が存在していることが明らかになりました。

このような偏見や差別の解消をさらに推し進めるため、2009年（平成21年）4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、2009年度（平成21年度）から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。

さらに、2010年（平成22年）12月、国連総会において「ハンセン病差別撤廃決議」が採択されました。

治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になりました。そして、国は療養所の入所者・社会復帰者に謝罪し、政策を改めました。それなのに、どうして偏見や差別はなくなるのでしょうか。それは、ハンセン病についての正しい理解が十分でないことが一番の要因です。「不治の病」と言われていた時代の対応を伝え聞き、それを鵜呑みにしていると、誤った認識を持ち続けることになってしまうのです。

ハンセン病患者の周囲の私たち一人ひとりが、正しい理解を進めていくことこそ、偏見や差別をなくすことにつながるのです。

ながしまあいせいえん ハンセン病療養所「長島愛生園」



長島愛生園全景

国立ハンセン病療養所は全国で13カ所存在し、岡山県の長島には「邑久光明園」（おくこうみょうえん）と「長島愛生園」という2つの国立ハンセン病療養所があります。長島愛生園は、1930年（昭和5年）に日本で最初の国立療養所として誕生しました。

現在では約140人の入所者が療養生活を送っています。ハンセン病そのものは完全に治り、今は保菌者もおらず、後遺症を持つ人がほとんどですが、平均年齢は80歳代と高齢です。隔離の根拠となっていた「らい予防法」が廃止され、入所者が自由に外に出られるようになったのは1996年（平成8年）のことですが、その段階で入所者の平均年齢は70歳を超えていました。「家族にも差別の目が向くから」という理由で、家族や故郷、本名まで失って生きてきた状況に加え、既に高齢であり、また今でも消えない差別や偏見のために社会復帰は困難な状況であり、ほとんどの入所者がその生涯を療養所で暮らしています。

人間回復の橋 <岡山県・^{おく}邑久長島大橋>

長い間、長島は対岸と隔離されてきましたが、1988年（昭和63年）に対岸の^{むしあげ}虫明地区と結ぶ邑久長島大橋が開通しました。

隔離する必要のない証として、また人間回復の証として架橋され、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっています。



2. HIV感染者の人権

「HIV感染症」は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスが起こす病気の名前です。HIVに感染すると、徐々に身体の中の免疫の仕組みが壊されていきます。また、「エイズ（AIDS: 後天性免疫不全症候群）」とは、HIV感染症が進行することで深刻な免疫不全になっている状態を指す言葉です。

現在では、HIV感染症は当初考えられていたよりもずっと感染しにくく、感染経路も限られており、感染予防が可能な病気であることが判明しています。また、HIVを体内から完全に排除できる治療法はありませんが、抗HIV薬によってウイルスの増殖を抑え、エイズの発症を遅らせることで、長期間にわたり健常時と変わらない日常生活を送ることができます。

しかし、HIV感染症が初めて世間に知られた1980年代では、感染してから具体的な症状が出るまでに時間がかかることから、そのため感染の始まりに気づかず、加えてある時突然に広い範囲で患者が発生するような印象から、「いつの間にか広がってしまった、感染力の強い恐ろしい病気」という偏見や誤情報が生まれました。

こうした誤った認識により、HIV感染者が偏見や差別で苦しむことがないように、HIV感染症やエイズに対して、私たち自身が正しい知識を身に付け、理解していくことが必要です。

自分のHIV感染を公表して、差別をなくすよう訴えている人がいます。日本では川田龍平さんが有名ですが、海外ではスポーツ選手や芸能人、アーティストなど、多くの人が感染を公表し活動しています。こうした人々は、差別と闘う姿を見せることで、感染者が「恐ろしい何か」ではなく、「ただの一人の人間」であるという当たり前の事実を伝えようとしているのです。

ご存じですか？ HIVウイルス

- ◆ 注射器の使い回しや性行為時（コンドームを付けない）は、感染率が高い。
- ◆ 母子感染には胎盤感染、出産時の産道感染、母乳感染がある。医師に必ず相談すること。
- ◆ 飲料物の回し飲みや食器の使い回し、キス、咳・くしゃみ等では、感染しない。
唾液中のHIVは微量で、バケツ3杯分を一度に摂取しないと感染しないといわれている。
- ◆ 軽い抱擁、軽いキス、握手等では感染しない。健康な皮膚は、細菌やウイルスを受け付けない。

死亡率の高い病気のため予防を意識することは大切ですが、日常生活の中で感染することは少なく、敏感になり過ぎる必要はありません。HIVウイルスは空気に触れると死んでしまい、また水で流すことができ、さらには40℃以上の熱で死んでしまいます。あなたの隣にHIV感染者が座っても、簡単に感染することはないのです。

12月1日は『世界エイズデー』です

3. 新型コロナウイルス感染者の人権

2019年（令和元年）以降、数年の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、感染した人やその家族を誹謗中傷する差別、医療の最前線で献身的に働く医師や看護師などの医療従事者に対する差別、その家族が保育園の登園を拒否されるというような事例など、社会が急激に変化していく中で、これまで予想しなかったような新たな人権問題が多数発生しました。

現代社会において、なぜ、このような人権問題が発生してしまうのでしょうか。

偏見や差別へと突き動かす心の奥底には“不安”や“恐怖心”があります。まだまだ分からないことが多いコロナウイルスに怯え、身近に感染の危険が迫っていると感じると、誰でも自己防衛の本能からそれを避けたり、排除したりしようとする意識が強く働くと言われています。「自分は感染したくない。感染しないようにみんなで取り組んでいるのに、取り組まない人が悪い。感染した人は自己責任」という風に、感染した本人には何の罪もないのに、本人にその責任があるような風潮やマスクをしない人や感染者が多い地域から帰省した人を攻撃するなどの事案が発生しました。

さらに現代社会では、SNSなどにより情報伝達のスピードが格段に速く、情報の真偽が定かでないまま、あっという間に拡散してしまう怖さがあります。

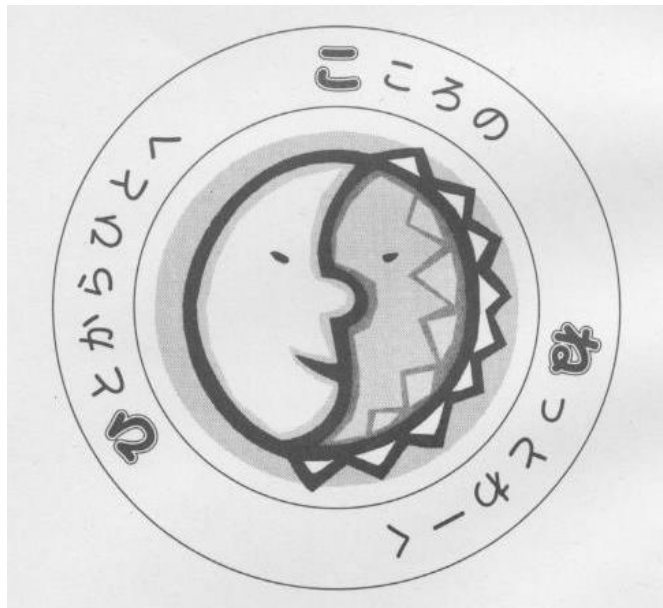
新型コロナウイルス感染者への誹謗・中傷や差別が本人だけでなく、家族にまで及ぶ状況は、ハンセン病問題での表れ方と非常に似通っています。

もし、感染症に対する正しい知識が社会に行き渡らず、偏見やデマに覆われた社会になれば、ハンセン病問題での過ちを再び繰り返すことになるかもしれません。

新型コロナウイルス感染症もようやく収束に向かいつつあるなか、2023年（令和5年）5月8日以降、2類感染症から5類感染症に移行しました。しかし、新たな変異株が発生・感染したりしており、まだまだ予断を許さない状況です。今こそ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、認識を持ち、偏見や差別を解消することが必要です。

今の社会の中には、この病気だけでなく、人種、年齢、障害、性別、門地などによる差別や偏見があります。そうした人権をめぐる様々な問題を解決していくためには、一人ひとりが人権尊重の精神を持つことが大切です。人権が尊重される社会の実現に向けて、わたしたちに何ができるのか、是非、考えてみてください。





2024年(令和6年)4月発行

禁無断転載・複製